

山梨県生活排水処理施設整備構想 2017



平成29年3月

山 梨 県

はじめに

本県は、富士山をはじめとして南アルプス、八ヶ岳、秩父山系など多くの山に囲まれ、緑豊かな森林や清らかな水に恵まれています。このような良質な水環境を将来の世代に引き継いでいくことは、我々の責務であります。

そのためには、生活排水の適切な処理が重要であることから、県では「山梨県生活排水処理施設整備構想」を策定し、これまで、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽などの施設整備を計画的かつ効率的に進めてきました。その結果、県人口に占める生活排水処理施設が整備された人口の割合を示す本県の生活排水クリーン処理率は、平成 27 年度末において 80.7%となりました。

しかし、未だ施設整備が行われていない地域に住む人が 16 万人以上いることから、一刻も早く、それらの地域にも生活排水処理施設を整備する必要があります。

一方、早くから施設整備を進めてきた地域では、今後急速に老朽化する施設の修繕や改築・更新が求められることとなります。

本県では、これらの課題に対応するため、生活排水処理を所管する三省（国土交通省・農林水産省・環境省）によりとりまとめられた「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき、市町村と連携する中で、本構想を更に実効性のあるものへと見直しを行うこととしました。

今後は、この新たな構想に基づき、持続的な生活排水処理システムの構築を進めていきます。

平成 29 年 3 月

目 次

第1章	生活排水処理施設整備構想見直しに係る基本的事項	
1	生活排水処理施設整備構想の位置付け	1
2	生活排水処理施設整備構想見直しの趣旨	1
3	生活排水処理施設整備構想の見直しにより期待される効果	2
4	県と市町村の役割分担	2
	(1) 県の役割	
	(2) 市町村の役割	
第2章	生活排水対策の現状と課題	
1	生活排水処理施設の種類	3
2	生活排水処理施設の整備と生活排水クリーン処理率の状況	5
	(1) 市町村別事業実施状況と生活排水処理施設の整備状況	
	(2) 流域下水道の概要と現状	
	(3) 生活排水クリーン処理率の推移	
3	生活排水処理施設の整備による効果	8
4	生活排水処理施設の整備における課題	9
第3章	生活排水処理施設整備構想	
1	生活排水処理施設整備構想の見直し方法	1 2
	(1) 構想の見直し方針	
	(2) 見直し作業のフロー	
2	生活排水処理施設整備構想の見直し結果	1 4
	(1) 目標年度	
	(2) 将来人口の推計	
	(3) 見直しによる処理区域の変更とその効果	
	(4) 中期目標及び長期目標	
第4章	生活排水処理施設の整備等の推進	
1	計画的かつ効率的な施設整備	1 7
2	下水道施設の計画的かつ効率的な維持管理	1 7
3	普及啓発	1 8
	(1) 下水道水洗化率の向上	
	(2) 浄化槽の適正な維持管理	
4	進行管理	1 9
	(1) ベンチマーク（指標）の設定	
	(2) 進捗管理とフォローアップ	
	(3) 構想の定期的な検証と見直し	
別図1	山梨県生活排水処理施設整備構想図（中期計画・長期計画）	2 0
別図2	生活排水クリーン処理率の目標値（中期計画・長期計画）	2 2
別図3	生活排水処理施設の市町村別整備計画（中期計画・長期計画）	2 3
別表1	生活排水クリーン処理率の目標値（年度別）	2 4

第1章 生活排水処理施設整備構想見直しに係る基本的事項

1 生活排水処理施設整備構想の位置付け

本県の良質な水環境を将来の世代に引き継いでいくためには、生活排水の適切な処理が重要であることから、山梨県生活環境の保全に関する条例第58条では、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、知事は、市町村と連携して、生活排水の処理施設の効率的な整備に関する広域的な計画を策定することとしています。

さらに、平成27年12月に策定された「ダイナミックやまなし総合計画」では、魅力あふれる景観・環境づくりを進める取り組みとして、生活排水による河川・湖沼の水質汚濁を防止し、清流を守るため、下水道や浄化槽などの生活排水処理施設の計画的な整備を進めることとしております。

「山梨県生活排水処理施設整備構想」は、こうした本県の良質な水環境の保全に向け、生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に進めるための計画として位置付けられています。

2 生活排水処理施設整備構想見直しの趣旨

下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備については、国土交通省、農林水産省、環境省等の国の所管省が異なることや、県及び市町村においても所管部署が異なることから、相互に連携し調整・協力を行い、計画的かつ効率的に事業を実施する必要があります。

「山梨県生活排水処理施設整備構想」は、平成9年度に、各市町村の整備計画（生活排水処理基本計画等）を基に、県が広域的な観点から調整・検討を行い策定して以降、必要な見直しや、目標期限到来に伴う新構想の策定を行っています。

現在の構想（山梨県生活排水処理施設整備構想2014）は、前構想の目標期限到来に伴い、平成35年度を目標年次として、平成25年度に策定したものです。

	策定（平成9年度）	策定（平成15年度）	見直し（平成20年度）	策定（平成25年度）
実施計画期間	平成9～15年度	平成16～22年度	平成21～25年度	平成26～35年度
基準年次	平成7年度	平成13年度	平成19年度	平成24年度
基準年次生活排水 クリーン処理率*	36.7%	55.5%	73.2%	78.1%
目標年次	平成15年度	平成22年度	平成25年度	平成35年度
目標年次生活排水 クリーン処理率*	71%	82%	82%	87.4%
実績	63.9%	75.9%	79.7%	-

* 生活排水クリーン処理率：県人口に占める生活排水処理施設が整備された人口の割合

現構想の目標年次は到来していませんが、未整備区域における整備の推進と、既整備区域の老朽化する生活排水処理施設の修繕や改築・更新を計画的に実施していくため、都道府県構想の一層の見直しを図る必要があるとし、平成26年1月、生活排水処理を所管する三省（国土交通省・農林水産省・環境省）から、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が示されました。

このため、現構想の見直しを行うこととし、平成27年度より、市町村との協議を開始しました。

3 生活排水処理施設整備構想の見直しにより期待される効果

各市町村の実情に沿った整備計画が策定され、明確になることにより、未整備区域における施設整備が推進されます。

また、既整備区域についても、長期的かつ広域的な観点からの生活排水処理施設の連携や統合を見据え、効率的な修繕や改築・更新、運営管理手法の検討がなされることで、持続可能な生活排水処理システムの構築が進みます。

さらに、将来の計画が示されることにより、生活排水処理施設の整備や維持管理に対する県民の理解と協力が得られやすくなり、生活排水対策の推進に繋がります。

4 県と市町村の役割分担

(1) 県の役割

- ・ 「山梨県生活排水処理施設整備構想」の策定（見直し）方針を示し、市町村との協議・調整を行います。
- ・ 生活排水処理施設整備の事業担当課室で組織する「山梨県生活排水対策連絡会議」を活用し、庁内関係各課室間の連携を図ります。
- ・ 「山梨県生活排水処理施設整備構想」を策定（見直し）・公表するとともに、進捗管理を行います。

(2) 市町村の役割

- ・ 策定（見直し）方針に基づき、一定の家屋集合体により設定した検討単位区域毎に、経済性の比較による検討を基本としつつ、整備時期や地域性、地域住民の意向等を考慮して、集合処理区域または個別処理区域の設定を行い、適用する事業の種類を選定します。
- ・ 市町村の財政状況、予算・人員等からみた整備可能量や、事業の実施順位等を勘案した整備計画を策定し、計画的な施設整備や維持管理を進めます。

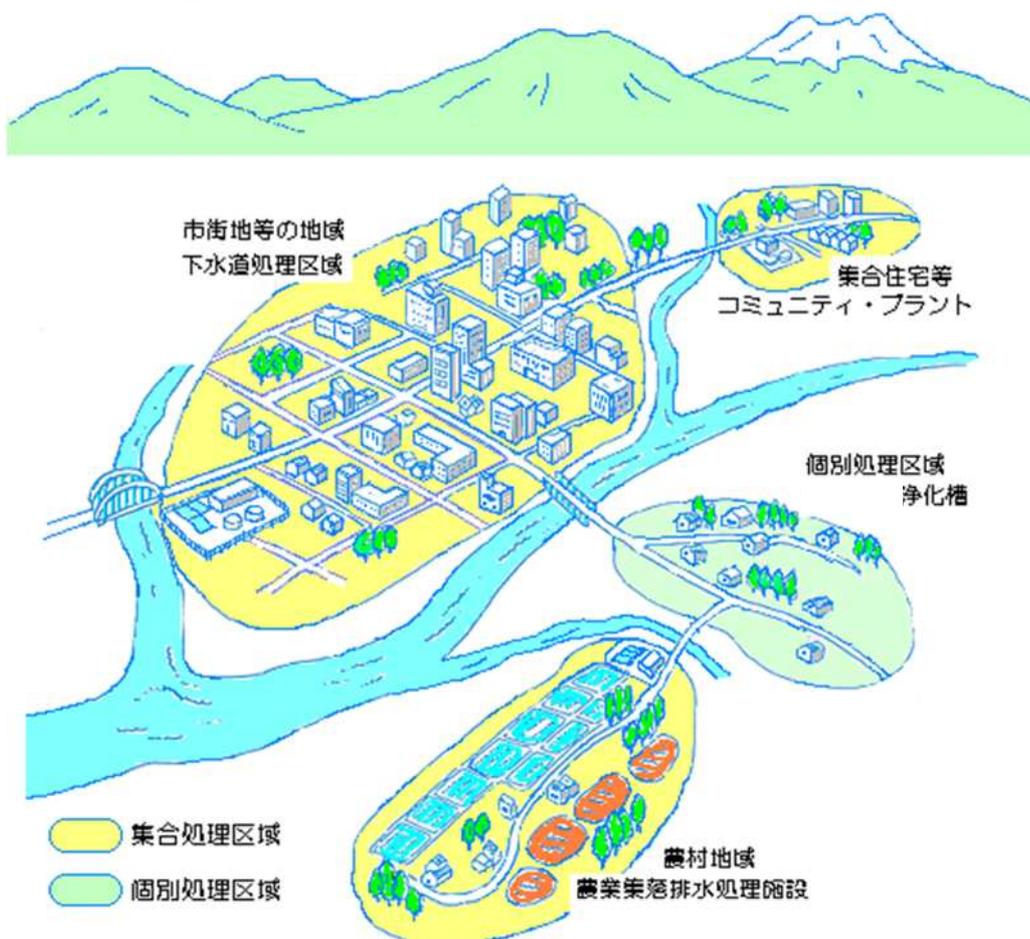
第2章 生活排水対策の現状と課題

1 生活排水処理施設の種類

生活排水処理施設には、複数の家屋の生活排水をまとめて処理する「集合処理施設（下水道、農業集落排水処理施設など）」と、各戸の生活排水を個別に処理する「個別処理施設（浄化槽など）」があり、経済性、地域特性及び事業の特徴等を考慮したうえで実施事業が選択されます。

1 集合処理施設			
国土交通省	流域下水道	2以上の市町村の区域の下水を排除し処理する県が管理する下水道で、市町村の下水を受け入れる幹線と終末処理場で構成	
	公共下水道（広義）	市町村内の下水を排除し又は処理する市町村が管理する下水道	
		公共下水道（狭義）	主として市街地における下水を排除し又は処理するため、市町村が管理する下水道
			単独公共下水道
		流域関連公共下水道	市町村は終末処理場を設置せずに、県の流域下水道に下水を排除する下水道
特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち都市計画区域外に設置される下水道（単独公共下水道と流域関連公共下水道がある。） 計画人口が概ね1,000人以上10,000人未満のもの		
農林水産省	農業集落排水処理施設	農業振興地域並びにこれと一体的に整備できる農業集落において、市町村が設置する施設。計画規模が20戸以上かつ計画人口が概ね1,000人以下のもの	
	簡易排水処理施設	山村、過疎、特定農山村のいずれかの地域内において、市町村等が設置する施設。計画規模が3戸以上20戸未満のもの	
総務省	小規模集合排水処理施設	地方単独事業で設置する施設。計画規模が10戸以上20戸未満のもの	
環境省	コミュニティ・プラント	集合住宅などに設置する施設。計画人口が101人以上30,000人未満のもの	
2 個別処理施設			
環境省	浄化槽	各戸に設置し、し尿と生活雑排水を併せて処理する施設	
		市町村設置型	水道水源の水質保全などを目的として、市町村が設置・管理する浄化槽
		個人設置型	個人などが設置・管理する浄化槽
総務省	個別排水処理施設	地方単独事業で設置する施設。計画規模が年間20戸未満のもの	

各生活排水処理施設を整備する場合には、地域の特性に適した施設を選択する必要がありますが、その概要は次のとおりです。



処理施設の比較

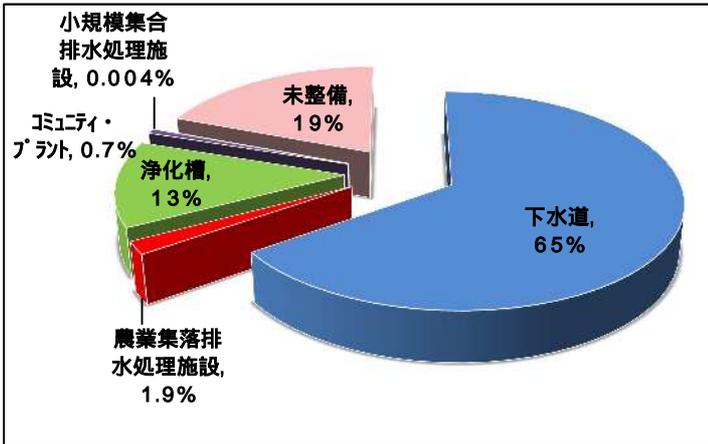
処理施設		実施区域	施設の利点
集合処理	下水道	市街地等の人口が比較的密集している地域で実施されます。	面的整備により、効率的に普及を進めていくことができます。 また、一般家庭のし尿や生活雑排水をはじめ、工場排水など多種多様な汚水を一括処理し、安定した水質で放流することができます。
	農業集落排水処理施設	農業用排水の水質汚濁の防止、農村地域の健全な水循環の確保、及び農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的に、農村振興地域等で実施されます。	小さな集落が散在している農村部において、農村の特性に合わせて、集落単位（小規模）で効率的に整備できます。 また、小規模分散型であるため、浄化した水を近くの河川に放流する割合が高く、農業用水として活用できます。 さらに、発生汚泥を有機肥料等で農地に還元できます。
	コミュニティ・プラント	集合住宅など地域ぐるみで生活排水等を処理する場合に実施されます。	建設費が安価であり、短期間で建設できることから、水洗化に対する住民ニーズに迅速に対応できます。 主に新規に造成される団地、既存の集落等定住地域に整備されます。
個別処理	浄化槽	家屋間距離が大きい場合や集合処理に適さない地形の地域、緊急に生活排水対策が必要な地域に適しています。	各戸に設置するため、人口の増減や急峻な地形といった地域の実情に柔軟に対応できます。 また、安価で短期間に設置できます。 さらに、各戸で処理し、処理水を放流するため、身近な河川の水量確保にもつながります。

2 生活排水処理施設の整備と生活排水クリーン処理率の状況

(1) 市町村別事業実施状況と生活排水処理施設の整備状況

計画的な事業実施の結果、県人口に占める生活排水処理施設別の人口割合（平成 27 年度末）は、下水道が 65%で、浄化槽が 13%などとなっています。

生活排水処理施設別人口割合（平成 27 年度末）



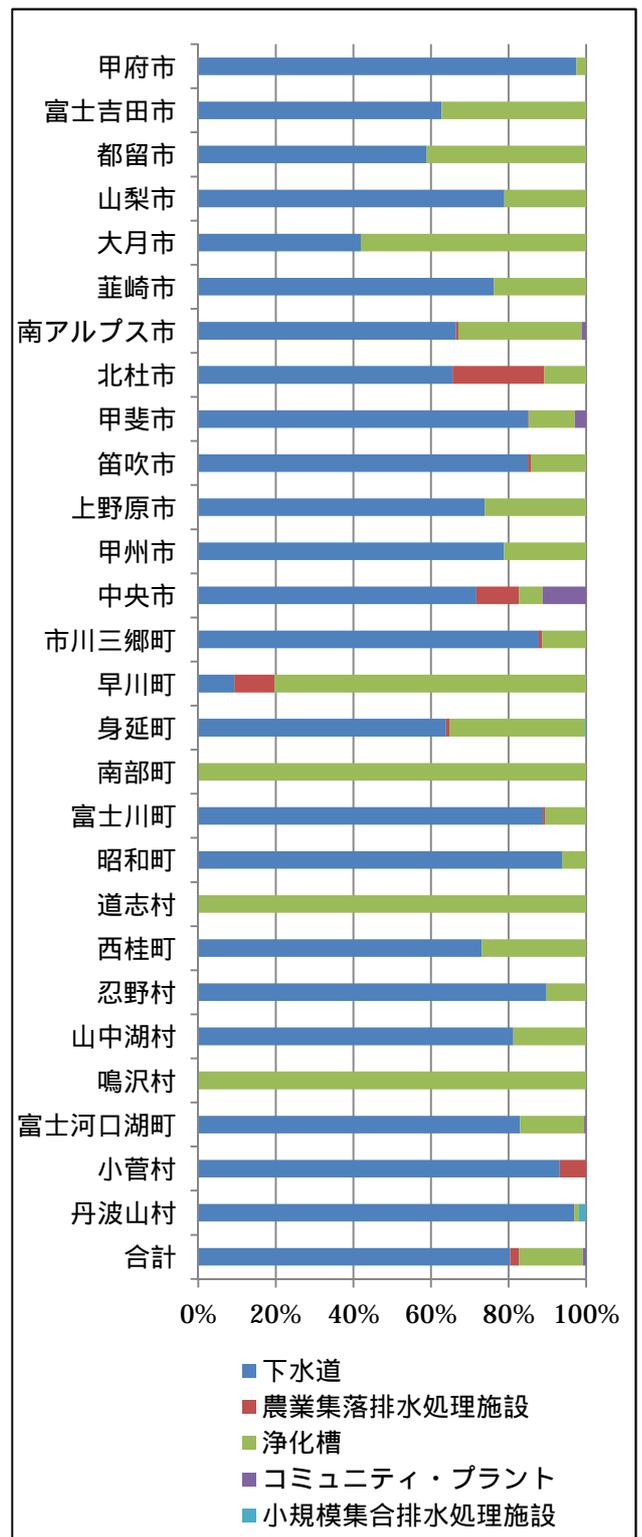
県内市町村では、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽、コミュニティ・プラント、小規模集合排水処理施設の 5 種類の事業を実施していますが、市町村によって実施している事業の種類やその割合が異なります。

事業実施市町村数（平成 27 年度）

事業の種類	市	町	村	合計
下水道	13	7	4	24
農業集落排水処理施設	6	4	1	11
浄化槽	13	8	5	26
コミュニティ・プラント	3	1	0	4
小規模集合排水処理施設	0	1	1	2

浄化槽事業のみで施設整備を進めている市町村は、南部町、道志村及び鳴沢村の 3 町村であり、他の市町村は複数の事業を組み合わせることで施設整備を行っています。市町村別の施設整備人口に占める生活排水処理施設別の人口割合は、右図に示すとおりです。

施設整備人口に占める生活排水処理施設別人口割合（平成 27 年度末）



(2) 流域下水道の概要と現状

本県では、相模川（桂川）、富士川（釜無川・笛吹川）水域の水質汚濁対策と、流域における生活環境改善を図るため、昭和50年度に富士北麓流域下水道事業、昭和52年度に峡東流域下水道事業、昭和61年度に釜無川流域下水道事業、そして平成5年度に桂川流域下水道事業に着手しました。

また、市町村においては、平成28年度までに流域関連公共下水道に19市町村が着手しました。

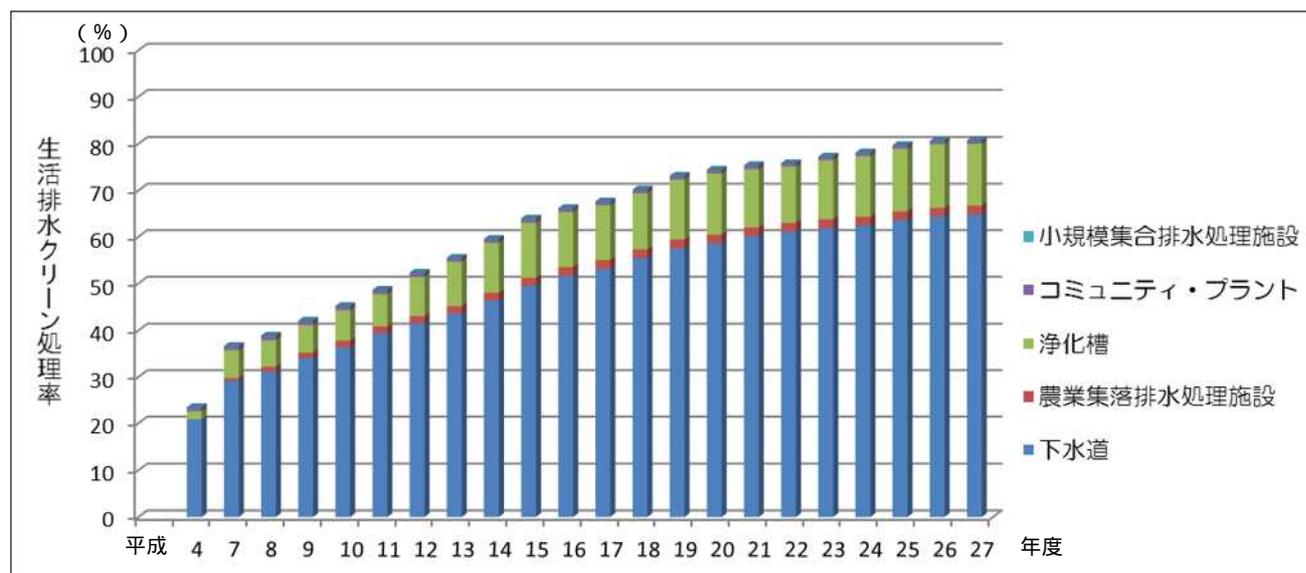
流域下水道の概要

	富士北麓流域下水道	峡東流域下水道	釜無川流域下水道	桂川流域下水道
事業着手年度	昭和50年	昭和52年	昭和61年	平成5年
供用開始年月	昭和61年7月	平成元年7月	平成5年4月	平成16年4月
関連市町村	富士吉田市 忍野村 山中湖村 富士河口湖町	甲府市 山梨市 笛吹市 甲州市	韮崎市 南アルプス市 甲斐市 中央市 市川三郷町 富士川町 昭和町	富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 西桂町

(3) 生活排水クリーン処理率の推移

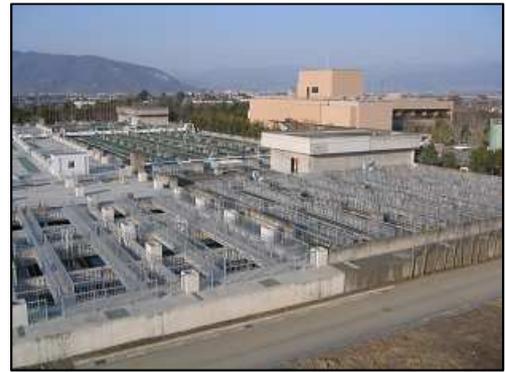
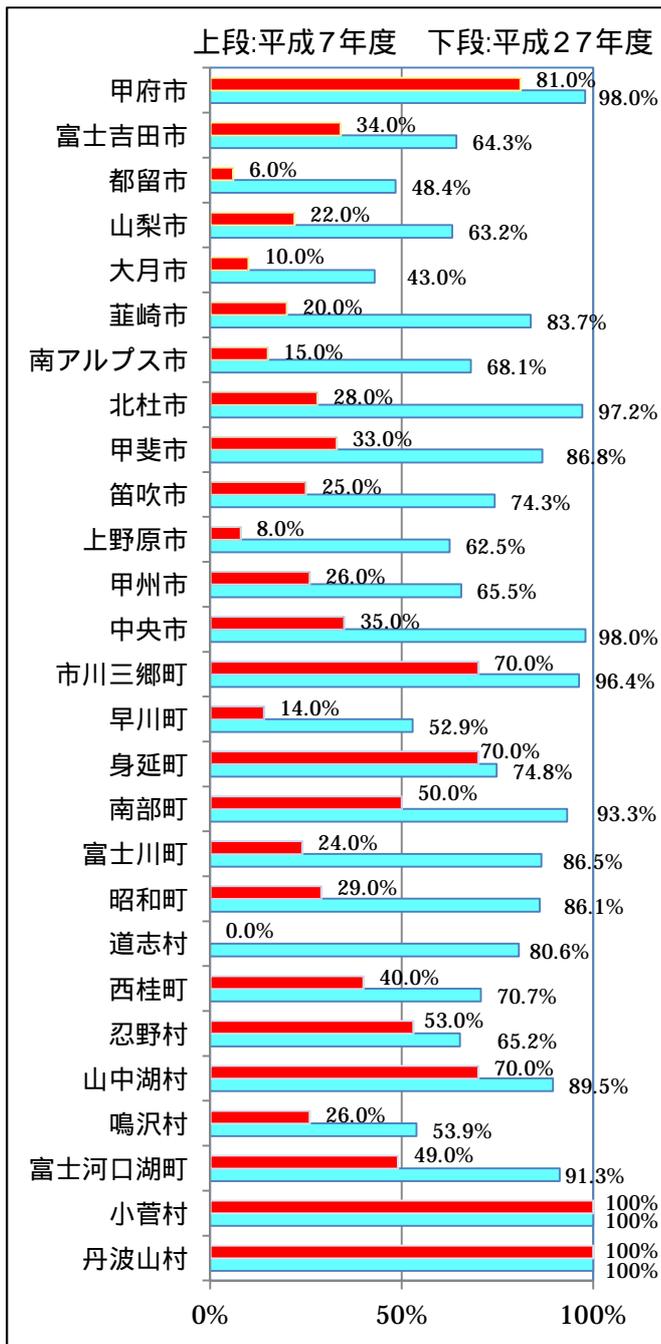
計画的な施設整備を進めてきた結果、本県の生活排水クリーン処理率は、平成7年度末（初期構想の基準年次）に36.7%であったものが、平成27年度末には80.7%となり、20年間で44ポイント上昇しました。

生活排水クリーン処理率の推移



また、市町村別生活排水クリーン処理率の推移は次ページのとおりであり、全ての市町村で、平成7年度（初期構想の基準年次）に比べ、施設整備が進みました。

市町村別生活排水クリーン処理率



下水道施設 (峡東浄化センター)



下水道施設 (桂川清流センター)



農業集落排水処理施設 (北杜市高根町長沢)



コミュニティ・プラント (南アルプス市白根南原団地)



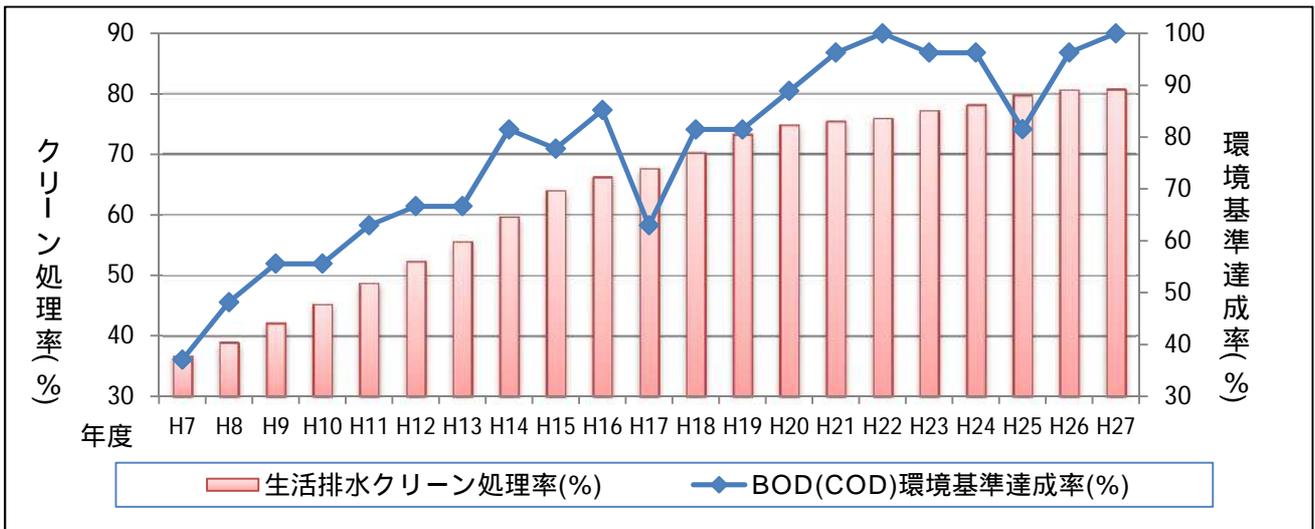
浄化槽 (家庭用)

3 生活排水処理施設の整備による効果

生活排水処理施設の整備が進み、未処理で河川や湖沼などの公共用水域に流入する生活雑排水が減少したことにより、公共用水域の水質は、大幅に改善されました。

生活排水クリーン処理率の向上とともに、公共用水域水質における代表的な汚濁指標である BOD（河川の指標）又は COD（湖沼の指標）の環境基準達成率は、平成 7 年度に 37%であったものが、平成 27 年度には 100%となりました。

生活排水処理施設の整備と公共用水域の水質



BOD：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標（数値が大きいかほど汚濁が進んでいることを示す。）
 COD：水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量で、湖沼等の有機汚濁を測る代表的な指標（数値が大きいかほど汚濁が進んでいることを示す。）
 環境基準達成率：県内公共用水域 27 水域における BOD 又は COD の環境基準を達成している水域の割合



滝沢川（南アルプス市）



水生生物調査（道志川）

4 生活排水処理施設の整備における課題

本県の生活排水処理施設の整備を進める上で、次のような課題があります。

未整備区域の早期解消

本県の生活排水クリーン処理率は、平成 27 年度末が 80.7%で、全国平均の 89.9%に対して 10 ポイント近く下回り、未整備人口は約 16 万 3 千人となっています。

引き続き、生活排水処理施設の整備を強力に進めていく必要があります。

既に、比較的人口が集中する地域においては、集合処理施設の整備が進み、その周辺地域における整備へと移っていますが、未整備区域については、施設間の経済比較を基本としつつ、その整備時期や、地域住民の意向及び周辺環境への影響を踏まえて、早急に施設整備を進めていく必要があります。

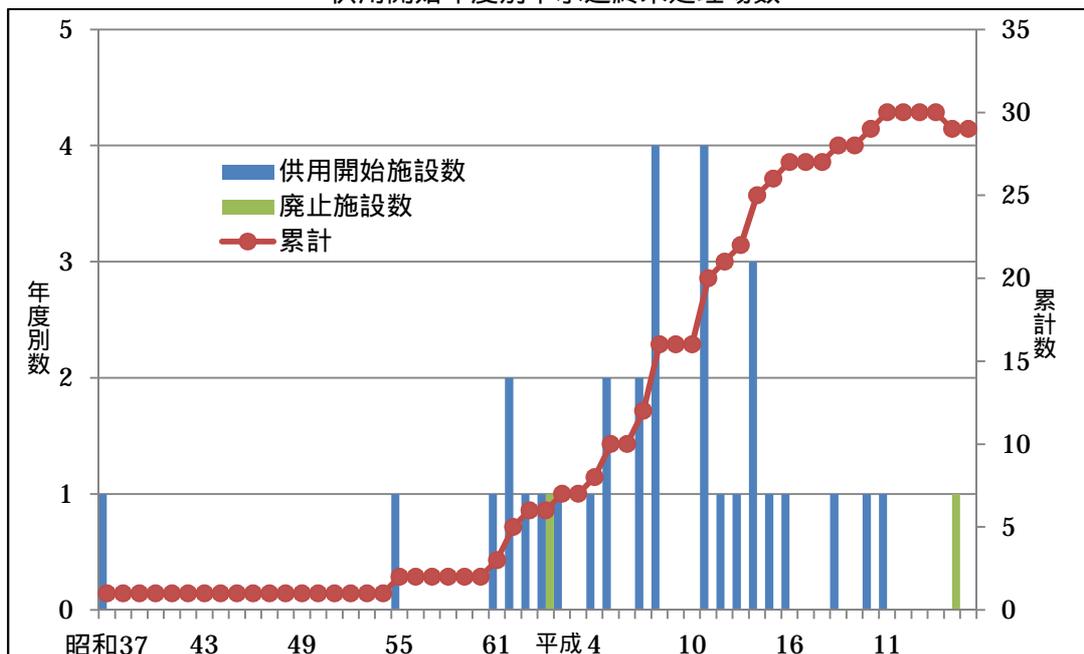
また、生活排水処理施設に該当しない、し尿のみを処理する「みなし浄化槽(単独処理浄化槽)*」の設置割合は、平成 27 年度末で 66.8%と全国平均(54.1%)に比べて高いため、「みなし浄化槽」から「浄化槽(合併処理浄化槽)」への転換を、計画的に進めていく必要があります。

*平成 12 年 6 月の浄化槽法の一部改正により、し尿のみを処理する施設である単独処理浄化槽が、浄化槽の定義から削除されました。浄化槽とは、し尿と併せて生活雑排水(台所やお風呂等からの排水)を処理することができる施設(合併処理浄化槽)のことで、みなし浄化槽は、生活排水処理施設には該当しません。

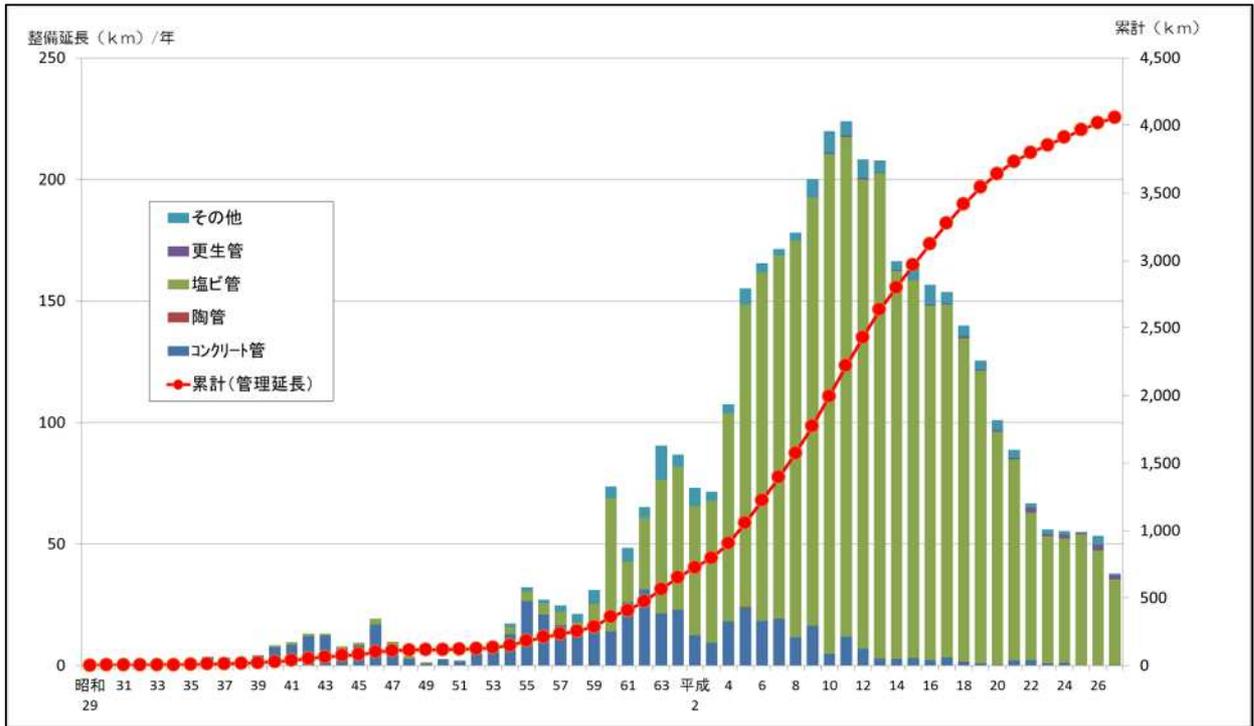
既整備施設の計画的な修繕、改築・更新や統合による効率化

生活排水処理施設のうち最も整備人口の割合が高い下水道は、昭和 61 年以降急速に整備が進められたことから、将来の改築や更新が一定の期間に集中することが予想されます。

供用開始年度別下水道終末処理場数



本県の下水道管きょ整備延長



早くから整備を行ってきた下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラントなどの既整備施設については、将来の改築や更新費用の平準化や低減を図るため、長寿命化計画を策定したり、互いに近接する処理区については、統合による効率化を進めたりする必要があります。



管きょ改築（更新）工事
上（更新前）下（更新後）



管きょ更生工事
上（更生前）下（更生後）

社会情勢の変化に伴う下水道事業計画の見直し

本県の人口は、平成14年以降減少し続け、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、今後も減少傾向は続くともみられています。

また、下水道整備事業費は、終末処理場の供用が開始されたことによる事業量の減少や、全国的な公共投資の抑制といったことに加え、近年、市町村の財政状況が特に厳しいことも影響し、年々、減少しています。

このように社会情勢が大きく変化する中で、下水道の整備が完了していない地域の早急な事業進捗が難しくなっていることから、整備完了時期や将来の人口動態を見据えた事業計画の見直しが必要となっています。

下水道水洗化率の向上

本県の下水道水洗化率(下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、実際に下水道に接続している人の割合)は平成27年度末が88.2%で、全国平均(平成26年度末94.0%)に比べ低くなっています。

下水道事業の目的である公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域の水質保全や健全な下水道経営のためには、下水道への接続が前提となることから、水洗化率向上に向けた取り組みを進めていく必要があります。

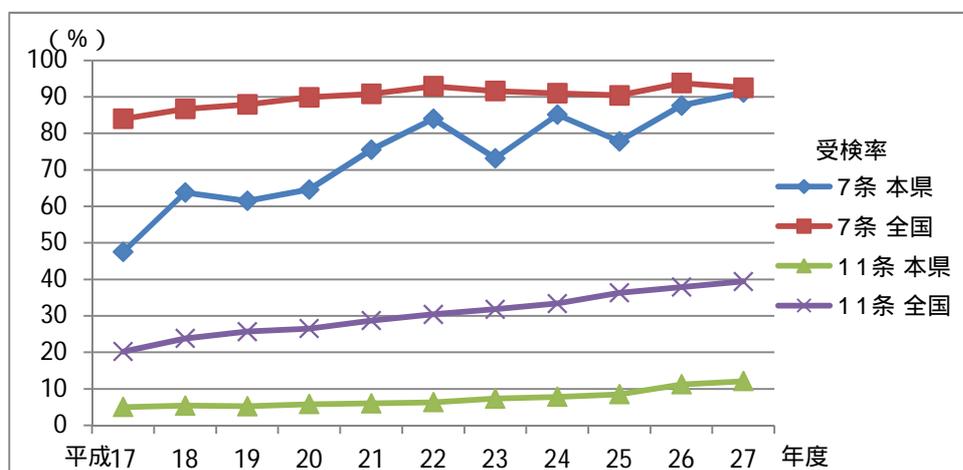
浄化槽法定検査受検率の向上

浄化槽法の規定により、浄化槽管理者には、浄化槽を使い始めた後3~8か月の間に受ける水質検査(7条検査)と、その後、毎年1回受ける定期検査(11条検査)の受検が義務づけられています。

近年、本県の7条検査の受検率は大きく上昇していますが、11条検査の受検率は平成27年度が12.1%と、全国平均の39.4%を大きく下回っています。

法定検査は、日常の維持管理が適切に行われ、浄化槽が適切に機能しているかを確認するための検査であることから、受検率向上に向けた取り組みを進めていく必要があります。

法定検査受検率の推移



第3章 生活排水処理施設整備構想

1 生活排水処理施設整備構想の見直し方法

(1) 構想の見直し方針

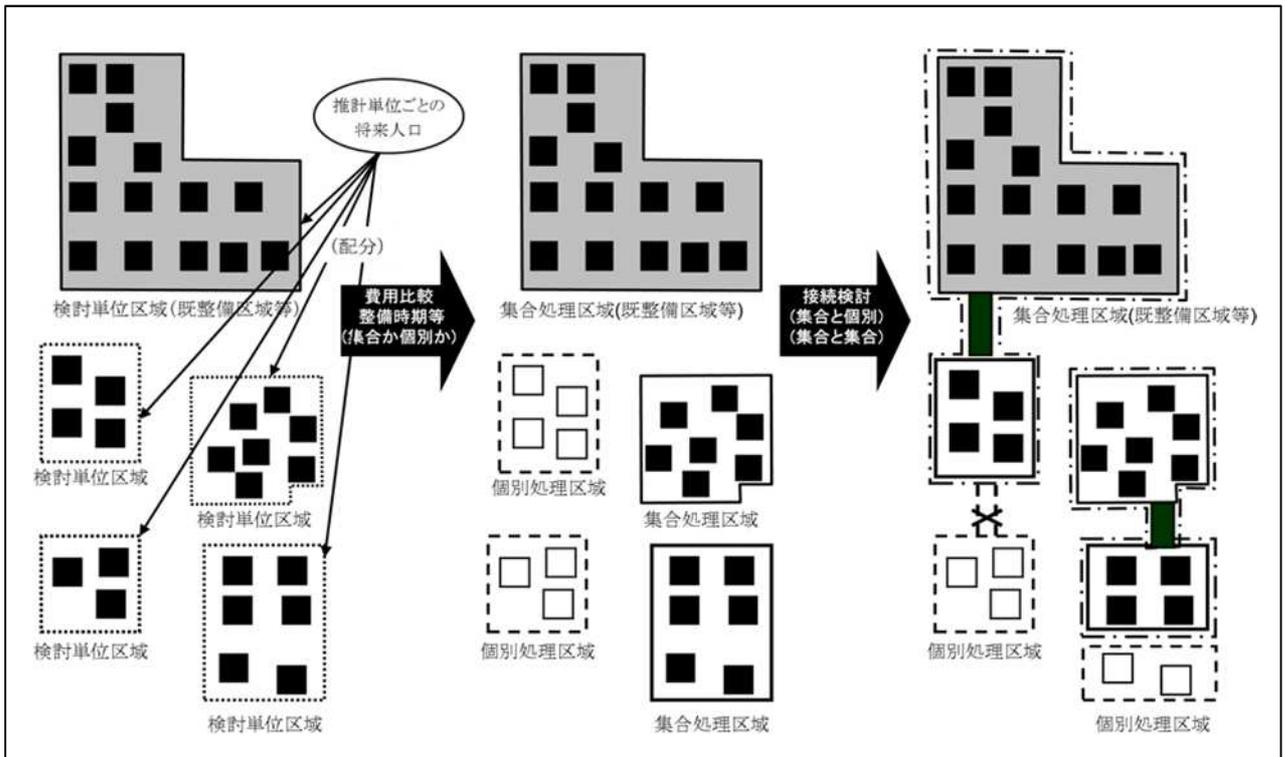
構想は、各市町村の整備計画を基に策定するものであるため、市町村整備計画の策定については、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき、次のとおり行うこととしました。

集合処理か個別処理かの判定の基となる検討単位区域を、一定の家屋集合体により設定し、検討単位区域毎の将来人口・将来家屋数を設定

検討単位区域について、経済性を基に、集合処理が有利か個別処理が有利かの比較を行い、さらに集合処理区域と個別処理区域との接続や、集合処理区域どうしの接続についても比較

上記比較で得られた結果を基本としつつ、整備時期、地域特性及び地域住民の意向等を総合的に判断し、集合処理区域または個別処理区域を設定

処理区域設定のイメージ

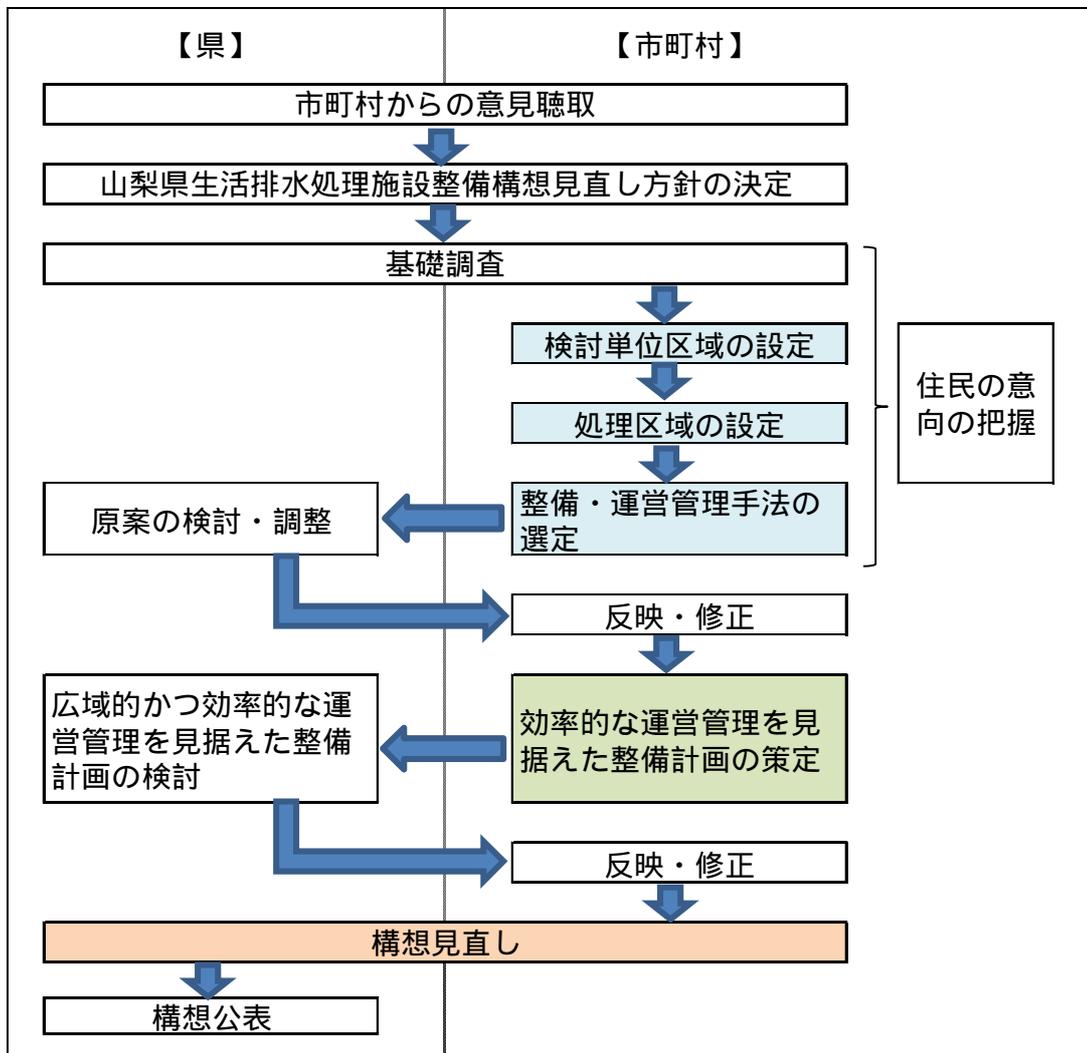


で設定した処理区域毎に、未整備区域については整備時期、既整備区域については今後の改築・更新や統合等の時期を考慮して、事業の種類を検討中期的な（今後10年間の）施設整備手法と、長期的な（今後20年間の）施設整備・管理運営方法について、市町村の整備計画として取りまとめ

(2) 見直し作業のフロー

構想見直しまでの作業フローは、次のとおりです。

なお、県では「山梨県生活排水対策連絡会議」を活用し、検討・調整を図りました。



2 生活排水処理施設整備構想の見直し結果

(1) 目標年度

構想の見直しにあたっては、経済比較を基本としつつ、今後約10年(平成37年度)を目標に、「地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種生活排水処理施設の整備が概ね完了すること」を目指しながら、将来計画(平成47年度)を策定しました。



(2) 将来人口の推計

本県の行政人口は、平成27年度末で846,216人となっています。

将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基本としましたが、市町村独自の推計値がある場合はその値を優先しました。

なお、構想は、各市町村が策定した整備計画の積み上げであることから、他計画等の人口推計値とは合致していません。

本構想の推計人口

年度	平成27年度	平成37年度	平成47年度
県人口(人)	846,216	790,686	730,799

(3) 見直しによる処理区域の変更とその効果

経済性を基に整備手法の比較検討を行なうとともに、整備時期、地域特性及び地域住民の意向等を総合的に検討したことにより、整備完了までに長期間を要する下水道区域の一部を、短期間での施設整備が可能な浄化槽区域に変更しました。

これにより、施設整備完了までに要する全体としての事業費が抑制されるとともに、生活排水処理施設の整備が加速するものと期待されます。

また、農業集落排水処理施設等の処理場の改築・更新及び維持管理費用と、処理場どうしの接続費用との比較を行った結果、接続費用の方が安価となった場合は、関係機関との協議を行い、処理場の統合を行うこととしました。

これにより、増大する生活排水処理施設の維持管理費用が抑制され、持続的な生活排水処理システムの構築が図られるものと期待されます。

今回の見直しによる具体的な効果は、次のとおりです。

- ・ 2市の3下水道で、計画区域を拡張(計32ha)することで施設整備を加速
- ・ 10町村の20下水道で、計画区域を縮小(計1,982ha)し、浄化槽の整備を図ることで全体としての事業費を抑制

- ・4市の農業集落排水処理施設やコミュニティ・プラント等の22の処理場を近隣の処理場と統合することで、持続的な生活排水処理システムの構築を推進

処理場の統合計画

集合処理施設の種類	処理場数		
	現況 平成27年度末	中期目標 平成37年度末	長期目標 平成47年度末
下水道	29	26	26
農業集落排水処理施設	44	39	32
コミュニティ・プラント	8	1	1
小規模集合排水処理施設	2	2	2

なお、中期目標（平成37年度）及び長期目標（平成47年度）における処理区域は、別図1（山梨県生活排水処理施設整備構想図）に示すとおりです。

（4）中期目標及び長期目標

目標値は、県人口に占める生活排水処理施設が整備された人口の割合である「生活排水クリーン処理率」として設定しました。

目標年度における「生活排水クリーン処理率」は、次のとおり、現況に比べ中期目標は8.2ポイント、長期目標は15.1ポイント増加する計画です。



$$\text{生活排水クリーン処理率（\%）} = \frac{\text{生活排水処理施設が整備された人口（人）}}{\text{県人口（人）}}$$

市町村別の目標値は、次ページのとおりです。

生活排水処理施設の整備が完了している市町村は、平成27年度は2村にとどまっていますが、平成37年度（中期目標）は4町村に、平成47年度（長期目標）には11市町村となります。（別図2：生活排水クリーン処理率の目標値（中期計画・長期計画））（別表1：生活排水クリーン処理率の目標値（年度別））

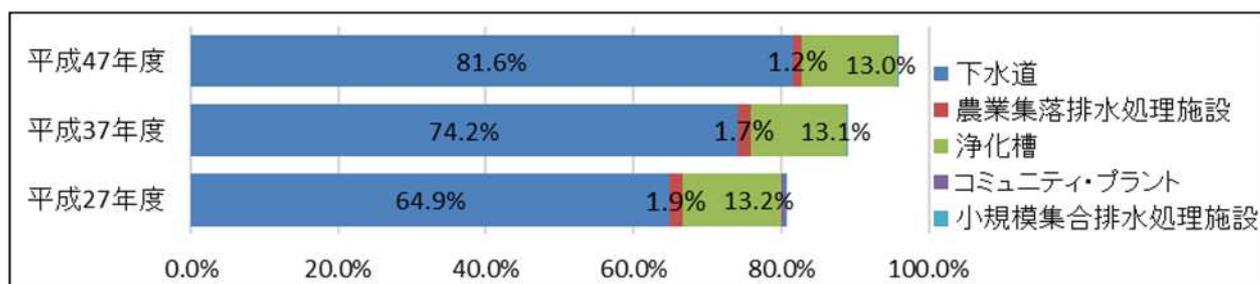
処理施設の種類については、次ページのとおり、県全体から見ると下水道による整備が主体となっていますが、それぞれの市町村に適した施設の整備が進められていきます。（別図3：生活排水処理施設の市町村別整備計画（中期計画・長期計画））

市町村別「生活排水クリーン処理率」の目標値

(単位：%)

市町村名	現況	中期目標	長期目標
	平成27年度末	平成37年度末	平成47年度末
甲府市	98.0	99.1	100.0
富士吉田市	64.3	77.6	88.4
都留市	48.4	58.0	74.9
山梨市	63.2	85.3	97.6
大月市	43.0	53.8	67.6
韮崎市	83.7	89.5	93.7
南アルプス市	68.1	86.0	98.5
北杜市	97.2	98.5	100.0
甲斐市	86.8	92.0	100.0
笛吹市	74.3	87.1	97.7
上野原市	62.5	70.7	76.8
甲州市	65.5	76.3	89.1
中央市	98.0	98.7	99.5
市川三郷町	96.4	98.3	100.0
早川町	52.9	57.5	63.9
身延町	74.8	84.9	96.2
南部町	93.3	100.0	100.0
富士川町	86.5	92.5	98.8
昭和町	86.1	100.0	100.0
道志村	80.6	81.3	81.6
西桂町	70.7	95.6	100.0
忍野村	65.2	88.8	100.0
山中湖村	89.5	85.7	86.8
鳴沢村	53.9	76.0	100.0
富士河口湖町	91.3	94.7	97.9
小菅村	100.0	100.0	100.0
丹波山村	100.0	100.0	100.0
合計	80.7	88.9	95.8

生活排水処理施設の種別割合



第4章 生活排水処理施設の整備等の推進

1 計画的かつ効率的な施設整備

見直し後の構想に基づき、未整備地域の早期解消を目指し、計画的かつ効率的に施設整備を進めていきます。

下水道の整備については、下水道クイックプロジェクト(道路線形に合わせた管きょ施工や、発生土再利用などにより、工事コストの縮減を図り、早期に効果を発現できる新たな整備手法の導入)の成果や新技術の活用を検討することで、効率的な整備推進を図ります。

浄化槽の整備については、各市町村において実施可能な設置基数として設定した計画に基づき行いますが、事業実施方法(市町村設置型・個人設置型)や国の交付金等の活用について検討しながら、一層の整備推進を図っていきます。

2 下水道施設の計画的かつ効率的な維持管理

広域的に生活排水を処理する施設である下水道については、事故発生や機能停止により、社会的に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、それらを未然に防止するため、長寿命化計画を策定するなどして、計画的かつ効率的な維持管理を図っていきます。

このため、ストックマネジメント手法を踏まえ、長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進行状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした管理を最適化していきます。

長寿命化計画策定状況

流域・市町村名	対象施設	計画策定年度	計画期間
富士北麓流域	富士北麓浄化センター	平成23年度	平成29～32年度
	足和田ポンプ場	平成24年度	平成24～25年度
	河口湖第一・第二ポンプ場	平成27年度	平成27～31年度
	管路	平成27年度	平成28～32年度
峡東流域	峡東浄化センター	平成24年度	平成25～29年度
	日川ポンプ場	平成27年度	平成28～32年度
	管路	平成27年度	平成28～32年度
釜無川流域	釜無川浄化センター	平成24年度	平成25～29年度
	葦崎第一・双葉・敷島・市川大門・鯉沢ポンプ場	平成26年度	平成26～32年度
	管路	平成27年度	平成28～32年度
桂川流域	桂川清流センター	平成27年度	平成28～32年度
甲府市	甲府市浄化センター、住吉ポンプ場、池添ポンプ場	平成24年度	平成24～29年度
	管路	平成25年度	平成26～30年度
北杜市	清里南部クリーンセンター	平成27年度	平成27～31年度

3 普及啓発

(1) 下水道水洗化率の向上

下水道まつりや街頭キャンペーン等の啓発活動や、戸別訪問、接続工事費の融資制度などを継続して実施することにより、水洗化率の向上を図ります。

また、他自治体の取り組み事例や先進事例などの情報を収集し、市町村と共有するなど、県と市町村で協力し、実効性のある接続促進策を進めていきます。



第 31 回下水道まつり



街頭キャンペーン（甲府駅前）

(2) 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理する施設であるため、日常の維持管理が適切に行われないと、その効果を十分に発揮することはできません。

このため、浄化槽法で浄化槽管理者に、保守点検と清掃の実施、及び県の指定検査機関が実施する検査（法定検査）を受けることが義務付けられています。

引き続き、県と市町村で協力し、浄化槽管理者への指導・助言を行うとともに、新たに浄化槽を設置される方を対象とした講習会等をとおして、浄化槽の適正な維持管理に係る普及・啓発を図っていきます。

特に、法定検査の受検率向上については、未受検者への受検指導と共に、業界と連携した普及・啓発の実施や、指定検査機関の検査体制の整備も併せて図っていきます。



浄化槽法定検査



浄化槽設置者講習会

4 進行管理

(1) ベンチマーク（指標）の設定

施設整備の進捗状況について、「生活排水クリーン処理率」をベンチマークとして設定し、進行管理を行っていきます。

また、本構想においてベンチマークとしては設定しないものの、施設整備の効果をより一層高めるため、下水道水洗化率及び浄化槽法定検査受検率の向上を目指します。

(2) 進捗管理とフォローアップ

構想の計画的な推進には、進捗状況の的確な把握が必要であることから、生活排水処理施設の整備が計画どおりに行われているか進捗管理を行ない、公表していくことが重要です。

このため、県では、毎年、市町村ごとの生活排水クリーン処理率及び計画に対する進捗率を県ホームページに掲載することにより公表するとともに、進捗が遅れている市町村に対しては、事業計画や進捗管理方法等について検証し、フォローアップを行っていきます。

その他、年1回以上、全市町村を対象とした研修会を開催し、国の動向や県の取り組み等について情報提供を行っていきます。

また、下水道水洗化率及び浄化槽法定検査受検率についても、県ホームページに掲載し公表していきます。

(3) 構想の定期的な検証と見直し

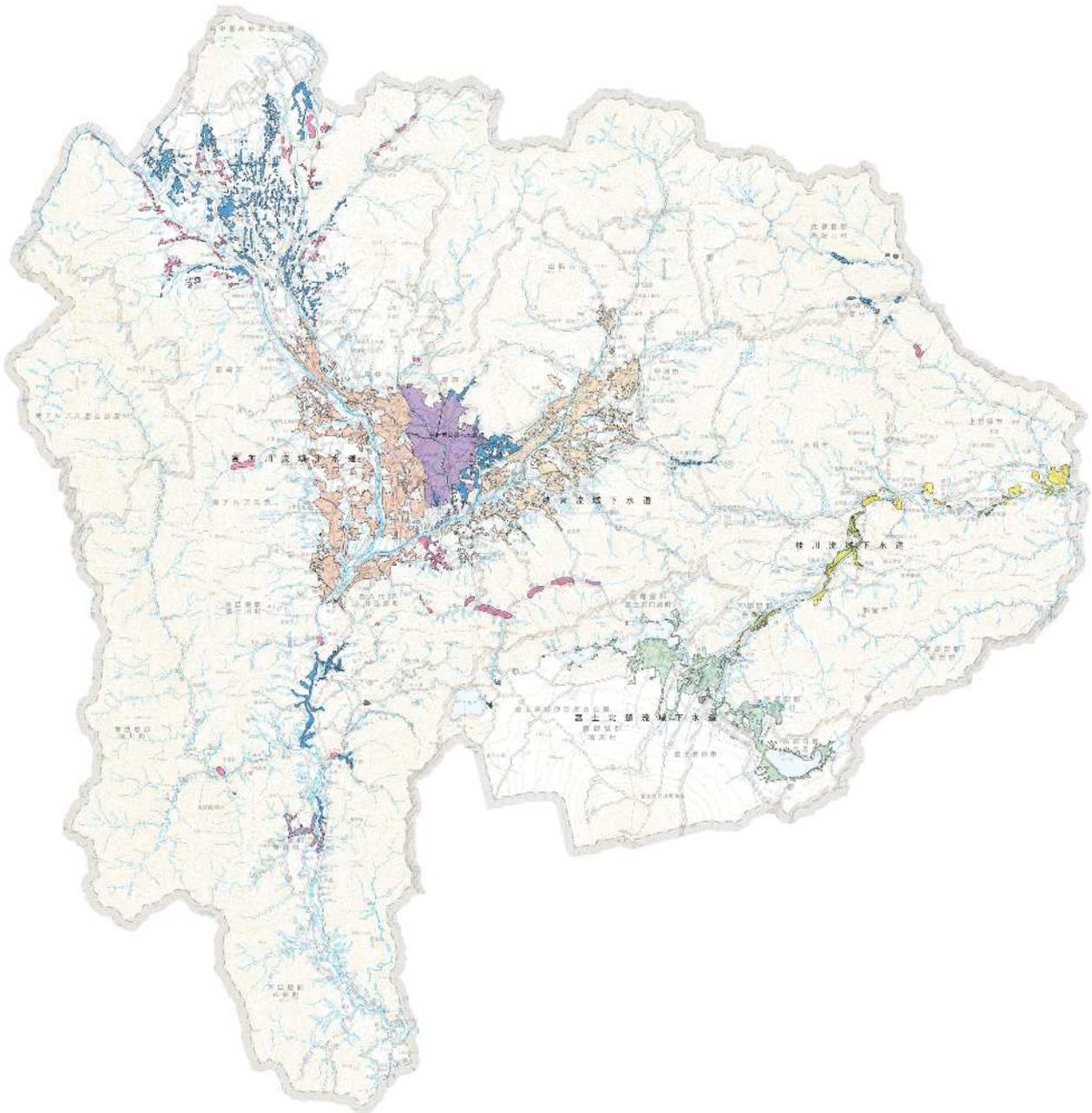
構想は、現状を踏まえて5年ごとに検証を行ないます。

その結果、目標値や整備計画等の見直しが必要である場合は、構想の見直しを行います。

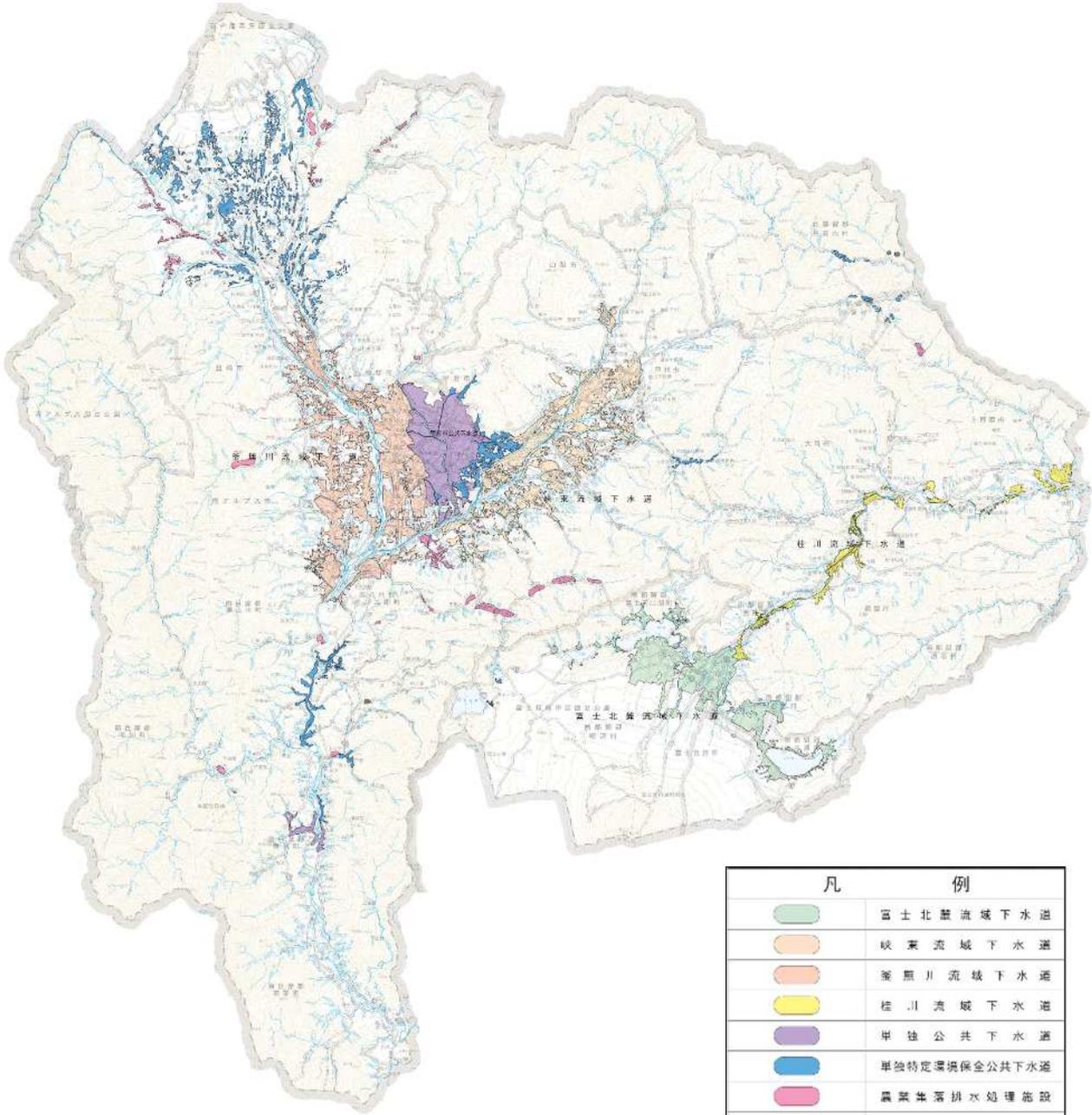
この他、市町村整備計画の大幅な見直しが行われた場合や、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていきます。

別図1 山梨県生活排水処理施設整備構想図

中期計画（平成37年度）

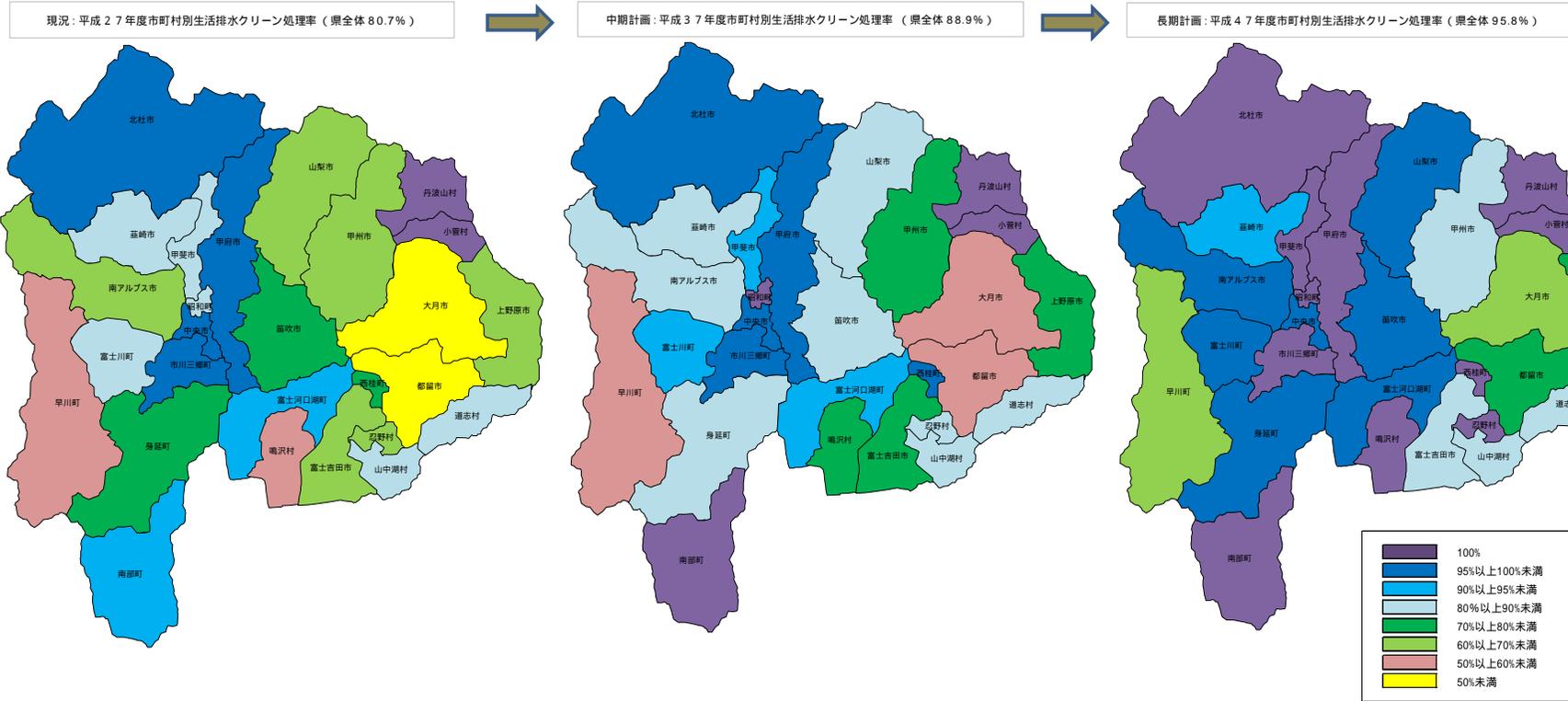


長期計画（平成47年度）

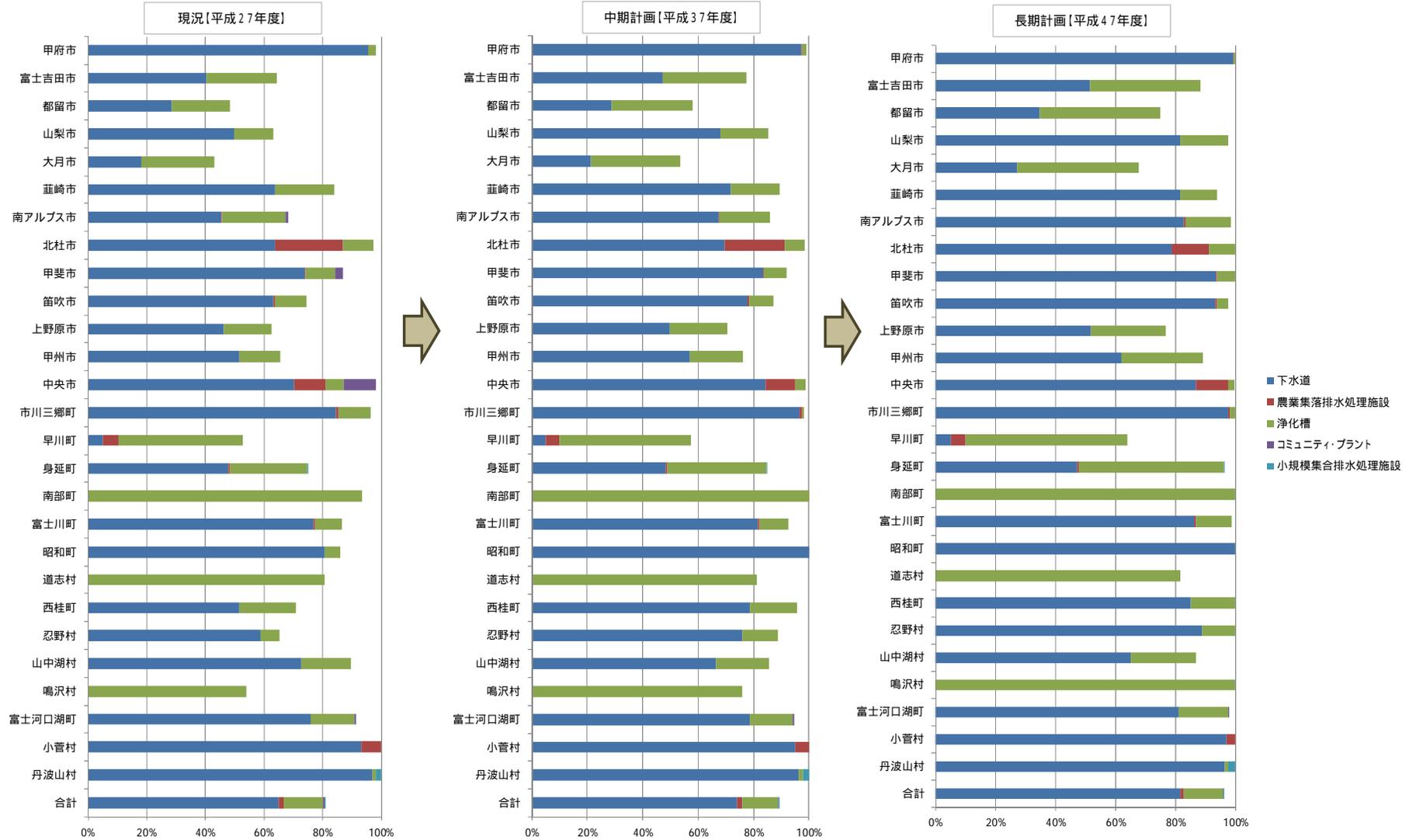


凡 例	
	富士北麓流域下水道
	駿東流域下水道
	駿河川流域下水道
	単独公共下水道
	単独特定環境保全公共下水道
	農業排水処理施設
	小規模集合排水処理施設
	コミュニティ・プラント
上記以外	浄化槽

別図2 生活排水クリーン処理率の目標値（中期計画・長期計画）



別図3 生活排水処理施設の市町村別整備計画（中期計画・長期計画）

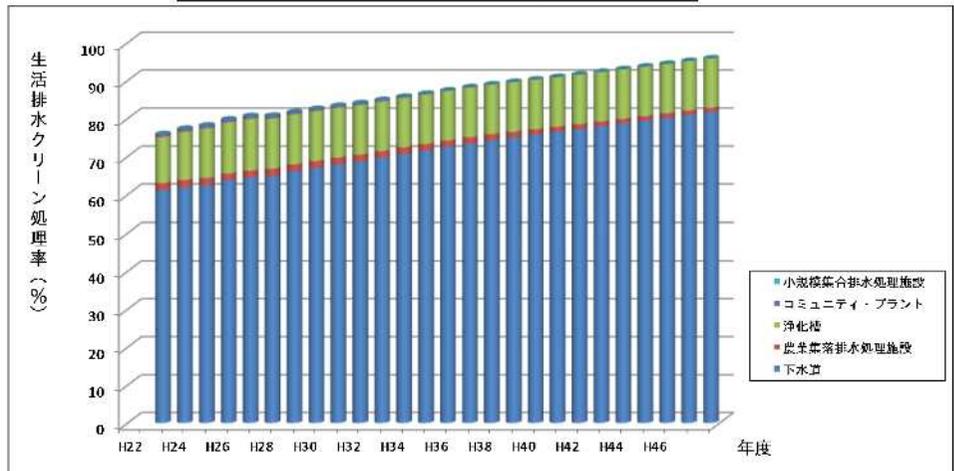


別表1 生活排水クリーン処理率の目標値（年度別）

年度		平成27年度 (基平年次 実績)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度 (中期目標)
種類別 普及率 (%)	下水道	64.9	66.0	66.9	67.8	68.6	69.6	70.6	71.5	72.5	73.4	74.2
	農業集落排水処理施設	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7
	浄化槽	13.2	13.1	13.1	13.1	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.1	13.1
	コミュニティ・プラント	0.71	0.57	0.52	0.51	0.48	0.40	0.25	0.17	0.10	0.10	0.01
	小規模集合排水処理施設	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
生活排水クリーン処理率(%)		80.7	81.6	82.5	83.3	84.0	84.8	85.7	86.5	87.3	88.2	88.9

年度		平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度 (長期目標)
種類別 普及率 (%)	下水道	75.0	75.8	76.5	77.2	78.0	78.7	79.4	80.1	80.9	81.6
	農業集落排水処理施設	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	浄化槽	13.1	13.1	13.1	13.1	13.1	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
	コミュニティ・プラント	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	小規模集合排水処理施設	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
生活排水クリーン処理率(%)		89.6	90.2	90.9	91.6	92.2	93.0	93.7	94.4	95.1	95.8

(参考) 生活排水クリーン処理率の実績と目標値



山梨県森林環境部大気水質保全課
甲府市丸の内 1-6-1 別館 1 階
電話 055-223-1511